

宍粟市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第34号

宍粟市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

宍粟市一般職の職員の給与に関する規則（平成17年宍粟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前							改正後						
別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務分類表							別表第1（第3条関係） ア 行政職給料表級別職務分類表						
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
市長部局	主事 技師 保健師 保育士 栄養士	主事 技師 保健師 保育士 保育士 栄養士 専門員	主査 保健師 保育士 栄養士 専門員	係長 主幹 主任保健師 主任保育士 主任栄養士	課長 所長 室長 副課長 事務長 副所長	参事 会計管理者 市民局長 部長 市民局副局長 次長	市長部局	主事 技師 保健師 保育士 栄養士 専門員	主事 技師 保健師 保健師 保育士 保育士 栄養士 専門員	主査 保健師 保育士 栄養士 専門員	係長 主幹 主任保健師 主任保育士 主任栄養士	課長 所長 室長 副課長 事務長 副所長	参事 会計管理者 市民局長 部長 市民局副局長 次長
[略]							[略]						
公立宍粟総合病院	主事	主事 専門員	主査 専門員	係長 主幹	課長 副課長	事務部長 次長	公立宍粟総合病院	主事	主事 専門員	主査 専門員	係長 主幹	課長 副課長	事務部長 部参事

改 正 前			改 正 後		
[イ～オ 略]			[イ～オ 略]		
別表第10（第73条、第74条関係）			別表第10（第73条、第74条関係）		
	職	管理職手当		職	管理職手当
行政職給料表の適用 を受ける職員	[略]		行政職給料表の適用 を受ける職員	[略]	
	部長、市民局長、会計管理者、事務局長及びこれらに相当する職	67,000円		部長、市民局長、会計管理者、事務局長及びこれらに相当する職	67,000円
	[略]			部参事	62,000円
[略]			[略]		
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[] の記載は注記である。					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。